

平成27年 2 月12日開会

平成27年 2 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その4)

目 次

第 88 号	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第9号）	1頁
第 89 号	徳島県部等設置条例の一部改正について	5
第 90 号	徳島県税条例の一部改正について	7
第 91 号	収用委員会委員及び予備委員の任命について	13
補正予算説明		
1	平成26年度徳島県一般会計補正予算（第9号）説明書	17
(1)	歳入歳出補正予算（第9号）事項別明細書	17
1	総 括	17
2	歳 入	21
3	歳 出	25
(2)	補正予算（第9号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	29

第 88 号

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

平成26年度徳島県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,318,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ490,655,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 55,301,534	千円 2,303,153	千円 57,604,687
	2 国庫補助金	29,134,882	2,303,153	31,438,035
15 県債		52,871,000	15,000	52,886,000
	1 県債	52,871,000	15,000	52,886,000
歳入合計		488,336,878	2,318,153	490,655,031

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 37,710,913	千円 1,344,189	千円 39,055,102
	2 企画費	2,222,908	1,344,189	3,567,097
7 商工費		63,948,659	973,964	64,922,623
	1 商業費	58,662,424	973,964	59,636,388
歳出合計		488,336,878	2,318,153	490,655,031

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	地域振興推進費	千円 30,000
		地域活性化・地域住民生活等緊急支援費	1,314,189
7 商工費	1 商業費	地域活性化・地域住民生活等緊急支援費	960,964

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企画事業	千円 15,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第八十九号

徳島県部等設置条例の一部改正について

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例

徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号を次のように改める。

六 商工労働観光部

第二条第六号中「商工労働部」を「商工労働観光部」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

提案理由

国、地方ともに地方創生の取組が急務となる中、県を挙げて、外国人観光客の戦略的な誘致等の創意工夫を凝らした観光政策を迅速かつ的確に展開し、もって本県経済の飛躍的發展に資するため、商工労働部を商工労働観光部に改組する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九十号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和三十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十四の表の第一号ホ中「いう。以下この表」を「いう。以下この条」に改め、同条に次の三項を加える。

- 2 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 3 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 4 法第五十二条第二項第三号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第二十條の十七第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第二十條の三十に次の一項を加える。

- 9 法附則第十一條の四第五項において準用する法第七十三條の二十五第一項の規定による徴収猶予の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法附則第十一條の四第四項に規定する改修工事対象住宅（以下この項において「改修工事対象住宅」という。）を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事で同項の政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同項の政令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足りる書類を添付して、第二十條の二十七の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 納税義務者が受けている宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三條第一項に規定する免許に係る免許証番号、免許の年月日及び有効期間

三 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、種類及び床面積

四 改修工事対象住宅の取得年月日

五 その他知事が必要と認める事項

附則第十七項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十九項中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則第三十五項から第三十七項までの規定中「第二十條の十四」を「第二十條の十四第一項」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十條の十四第二項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四條の三第一項（同法第四百四十四條の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第二十條の十六の五中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第二十條の十七第二項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同條第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

附則第十九項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則中第三十八項を第四十項とし、第三十七項を第三十九項とし、第三十六項を第三十八項とし、第三十五項の前の見出しを削り、同項を第三十七項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四條の法人から移行した法人に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十四項の次に次の二項を加える。

(配当割の特別徴収の特例)

35 法附則第三十三條の二の二第一項の規定の適用がある場合における第二十條の十六の五の規定の適用については、同條中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収の特例)

36 法附則第三十五條の三の三第一項の規定の適用がある場合における第二十條の十六の七及び第二十條の十六の八の規定の適用については、第二十條の十六の七中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で法第二十三條第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この条及び次条において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座の同條第六項に規定する契約不履行等事由による廃止（次条において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている同法第三十七條の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第二十條の十六の八中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（施行令第九條の二十第二項で定める場合にあつては、同項で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

第三條 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第三十六項中「附則第三十五條の三の三第一項」を「附則第三十五條の三の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第五項の規定 平成二十八年一月一日

二 第二条中第二十条の十四第二項及び第二十条の十七の改正規定並びに附則第十九項の改正規定並びに附則第四項及び第七項の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条の規定 平成二十九年一月一日

（法人の県民税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第五十二条第一項の規定によつて申告納付する法人で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十二条第二項の規定によつて申告納付する法人及び同条第三項の規定によつて納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第二十条の十四第一項の規定の適用については、同項中「法第二十三条第一項第四号の五」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正前の法第二十三条第一項第四号の五」とし、同条第二項及び第三項の規定は、適用しないものとする。

4 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例（以下「二十八年新条例」という。）第二十条の十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（配当割に関する経過措置）

5 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十六の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 二十八年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適

用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等が行われることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 91 号

収用委員会委員及び予備委員の任命について

収用委員会委員及び予備委員に、次の者をそれぞれ任命する。

平成 27 年 3 月 9 日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委員

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上	森 茂 代	
徳島県徳島市新浜本町一丁目	岡 部 直 子	

予備委員

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県徳島市助任本町4丁目	富 永 守	

提案理由

森茂代、岡部直子の両氏は、平成27年3月23日収用委員会委員の任期が満了するので、両氏を再任するため、また、富永守氏は、平成27年3月23日収用委員会予備委員の任期が満了するので、同氏を再任するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

補 正 予 算 説 明 書

平成26年度徳島県一般会計補正予算（第9号）説明書

歳入歳出補正予算（第9号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	73,500,000	—	73,500,000	—
02 地方消費税清算金	16,912,927	—	16,912,927	—
03 地方譲与税	14,174,463	—	14,174,463	—
04 地方特例交付金	175,325	—	175,325	—
05 地方交付税	148,906,931	—	148,906,931	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	868,929	—	868,929	—
08 使用料及び手数料	4,605,605	—	4,605,605	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	55,301,534	2,303,153	57,604,687	21
10 財産収入	1,029,009	—	1,029,009	—
11 寄附金	1,134,971	—	1,134,971	—
12 繰入金	94,689,058	—	94,689,058	—
13 繰越金	8,806,077	—	8,806,077	—
14 諸収入	15,071,049	—	15,071,049	—
15 県債	52,871,000	15,000	52,886,000	23
歳入合計	488,336,878	2,318,153	490,655,031	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	965,089	—	965,089				—	
02 総 務 費	37,710,913	1,344,189	39,055,102	1,329,189	15,000		25	
03 民 生 費	58,551,666	—	58,551,666				—	
04 衛 生 費	28,755,958	—	28,755,958				—	
05 労 働 費	6,538,248	—	6,538,248				—	
06 農 林 水 産 業 費	30,471,373	—	30,471,373				—	
07 商 工 費	63,948,659	973,964	64,922,623	973,964			27	
08 土 木 費	46,245,949	—	46,245,949				—	
09 警 察 費	22,826,130	—	22,826,130				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	84,495,944	—	84,495,944					—
11 災害復旧費	4,186,509	—	4,186,509					—
12 公債費	84,754,102	—	84,754,102					—
13 諸支出金	18,736,338	—	18,736,338					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
歳出合計	488,336,878	2,318,153	490,655,031	2,303,153	15,000			—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費国庫補助金	668,833	1,329,189	1,998,022	02 企画費 国庫補助金	1,329,189	地域公共ネットワーク等強じん化事業費(1/2) 15,000 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(定額) 1,314,189
06 商工費国庫補助金	89,662	973,964	1,063,626	03 商業費 国庫補助金	973,964	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(定額) 973,964
計	29,134,882	2,303,153	31,438,035			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総 務 債	2,988,000	15,000	3,003,000	03 企 画 費 債	15,000	地域振興推進費 15,000
計	52,871,000	15,000	52,886,000			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源				区	分			
				国支出金	地 方 債	そ の 他						
02 計画調査費	253,611	1,344,189	1,597,800	1,329,189	15,000			01	報 酬	1,850	1 地域振興推進費	30,000
								07	賃 金	2,260	2 地域活性化・地域住民生活等緊急支援費	1,314,189
								08	報 償 費	21,037	大学連携・地方創生推進費補助金	7,000
											がん患者就労環境改善モデル補助金	1,000
								09	旅 費	13,632	徳島次世代放送推進費補助金	50,000
											U I J ターン助成費補助金	22,000
								11	需 用 費	61,477	6次産業化課題解決プロジェクト連携 推進費補助金	16,000
								12	役 務 費	23,765	次世代園芸産地支援費補助金	9,000
											女性農業者活躍促進費補助金	1,800
								13	委 託 料	801,899	有機農産物等地域ブランディング支援費 補助金	3,000
											バス利用促進等総合対策費補助金	3,000
14	使用料及び 賃 借 料	27,242	地域活力創出「とくしまモデル」交付金	48,000								
15	工事請負費	72,500	「四国の右下」若者創生協議会（仮称） 負担金	2,400								
16	原 材 料 費	1,220	特産品魅力アップ推進費負担金	1,970								
			地域連携ビジネス創出支援費負担金	1,710								
18	備品購入費	146,321	ふるさと回帰支援センター負担金	1,296								

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								19	負担金、補助 及び交付金	170,986	省エネルギー技術研修負担金 810 アニメまつり実行委員会負担金 2,000 事務費 1,143,203
計	2,222,908	1,344,189	3,567,097	1,329,189	15,000						

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 商業振興費	1,200,840	973,964	2,174,804	973,964				11 需用費	2,564	1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援費 973,964 地域経済振興支援費補助金 675,000 事務費 298,964
								12 役務費	2,700	
								13 委託料	293,700	
								19 負担金、補助 及び交付金	675,000	
計	58,662,424	973,964	59,636,388	973,964						

補正予算（第9号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 578,011,193	千円 33,233,000	千円 15,000	千円 33,248,000	千円 54,608,961	千円 54,608,961	千円 556,635,232	千円 15,000	千円 556,650,232	
(9) 総 務	52,750,226	3,128,000	15,000	3,143,000	2,605,161	2,605,161	53,273,065	15,000	53,288,065	
合 計	901,897,367	62,739,000	15,000	62,754,000	72,361,542	72,361,542	892,274,825	15,000	892,289,825	

